

改 **目的** 【幸住社会の実現】
障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を構築するための施策を推進し、障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会を実現する。

障害者の自立と社会参加の促進だけでなく、障害及び障害者に関する県民の理解を深め、共生社会を構築する施策を推進する内容に改めます。

改 **基本理念**
全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

障害者基本法の基本理念を取り入れる(~)とともに、障害及び障害者に関する理解を深める事項()を規定します。

改 **責務・役割**
県の責務
共生社会を構築するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する。
県民の役割
基本理念への関心と理解を深めるとともに、県が実施する共生社会を構築するための施策に協力するよう努める。

新 **連携**
市町村との連携
・市町村と連携し、かつ、協力して、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施する。
・市町村が共生社会を構築するための施策を策定し、又は実施しようとするとき、市町村に対して情報提供等の必要な支援を行う。
関係団体との連携
共生社会を構築するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、関係団体と連携するよう努める。

目的や基本理念の改正に合わせ、県及び県民の責務を改正し、また、共生社会を構築するための施策をより効果的に実施するため、市町村及び関係団体との連携について規定します。

改 障害者の福祉の推進

障害者基本法に規定する障害福祉施策をもとに、共生社会の構築に向けて、県として重点的に取り組むべき施策の方向性を規定します。

啓発及び交流	福祉
医療	教育
雇用及び就労	公共交通機関
文化芸術活動等	円滑な意思疎通
防災	

現行条例でも施策の方向性を規定しています。

継 福祉のまちづくり

県は、市町村等と連携を図り、障害者が自らの意思で自由かつ容易に社会経済活動に参加できるよう福祉のまちづくりの推進に努める。
不特定かつ多数の利用に供する施設を管理する者は、障害者が安全かつ快適に利用できるよう配慮する。

特に、障害者の日常生活と密接に関係のある施設を条例における「特定施設」に位置付け、バリアフリー化を重点的に進めることで、障害者が安全にかつ安心して利用できる施設の増進を進めます。

特定施設 **改**

娯楽施設等(劇場、映画館等)	物品販売業を営む店舗
事務所(銀行、郵便局等)	公会堂及び集会場
飲食店	理容所及び美容所

現行条例でも同様に規定しています。

新 その他

平成28年4月1日から施行する。
条例施行後おおむね3年ごとに、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定に検討を加え、必要な対応を行う。

新 障害を理由とする差別の解消

- 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止**
合理的理由がある場合などを除いて障害者へのサービスの提供を拒み、制限するなど不利益な扱いをしてはならない旨を次の分野を例示して規定します。
福祉 医療 教育 商品販売、サービス提供
雇用 建物、公共交通 不動産取引
情報、コミュニケーション その他
- 社会的障壁を除去するための合理的な配慮**
県は、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、負担が過重でないときは、合理的な配慮しなければならない。
事業者は、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、負担が過重でないときは、合理的な配慮をするよう努める。
- 障害者差別を解消するための取組**
障害者差別地域相談員(仮称)の設置
障害者の身近な地域に設置する。
障害者差別事案の一次的な相談窓口となり、関係者間の調整などを行う。
障害者差別解消推進員(仮称)の設置
県に設置する。
相談では解消が困難な事案の公的な紛争防止解決機関へのつなぎ、障害者差別地域相談員への助言や地域相談員との協働調整などを行う。
障害者差別解消支援ネットワーク会議(仮称)の設置
公的な紛争防止解決機関や障害者団体等で構成する。
障害者差別の事例の情報共有、紛争解決に向けた連携などを行う。



山梨県障害者幸住条例
福祉のまちづくり